

第 10 回 憲法統治機構論の基礎 2 ——内閣

1. 内閣の組織

- ・ 内閣は、内閣総理大臣及びその他の国务大臣で構成される合議体である (66 条 1 項)。内閣総理大臣及び国务大臣は、_____ でなければならない (66 条 2 項)。
- ・ 内閣総理大臣は、_____ の中から_____ が指名し (67 条)、_____ が任命する (6 条 1 項)。国务大臣は、_____ が任命し (68 条 1 項)、_____ が認証する (7 条 5 号)。国务大臣については、過半数が_____ であることを要し、その全員が_____ である必要はない (68 条 1 項但書)。

2. 内閣の権能・内閣総理大臣の権限

- ・ 内閣の職権は、閣議により行われる (内閣法 4 条)。閣議は原則として非公開である。
- ・ 内閣の権能には、法律の誠実な執行と国务の総理 (73 条 1 号)、外交関係の処理 (73 条 2 号)、条約の締結 (73 条 3 号)、官吏に関する事務の掌理 (73 条 4 号)、予算の作成と国会への提出 (73 条 5 号)、政令の制定 (73 条 6 号)、恩赦の決定 (73 条 7 号)、天皇の国事行為に対する助言と承認 (3 条、7 条)、衆議院の解散 (後述)、最高裁判所長官の指名 (6 条 2 項)、最高裁判所のその他の裁判官及び下級裁判所の裁判官の任命 (79 条 1 項、80 条 1 項) などがある。
- ・ 内閣総理大臣の権限には、国务大臣の任免権 (68 条) や国务大臣訴追の同意権 (75 条) などがある。また、内閣総理大臣は、内閣を代表し (72 条)、法律・政令へ連署する (74 条)。
- ・ 内閣は、行政権の行使について、国会に対して、連帯して責任を負う (66 条 3 項)。
- ・ 内閣は、その存続が適当でないと考えるときは、いつでも総辞職できる。ただし、(1) 衆議院が不信任を決議したとき、(2) 内閣総理大臣が欠けたとき、(3) 衆議院議員総選挙の後の初めての国会の召集があったときには、必ず総辞職しなければならない (69 条、70 条)。